

プラン・モニタリングの具体例

相談支援事業の手引き・東京都北区 令和6年12月改訂

No	内容	ページ
●	相談支援及びサービスを新規支給・更新する場合	2
1～2	例①：障害福祉サービス（標準モニタリング期間6か月ごと）で支給期間が一年ある場合	2
3	例②：障害福祉サービスで支給期間が一年なく、最初3か月と例月モニタリングが続いてしまう場合	2
4	例③：障害福祉サービスで支給期間が一年なく、最初3か月と例月モニタリングが被ってしまう場合	3
5	例④：障害福祉サービス（標準モニタリング期間6か月ごと）で支給期間が1年未満の場合	3
●	複数のサービスを新規支給する場合	3
6	支給決定期間の異なるサービスの併給を更新決定する場合	3
7	サービス・相談支援の支給決定中に障害支援区分・サービスを追加で新規支給決定する場合	4
●	変更プラン	4
8	相談支援及びサービスの支給期間中にサービスを変更（追加）する場合	5
9	例②：例月モニタリングや最初3か月モニタリングと変更プランの実施月が同月となった場合	5
10	例③：例月モニタリングや最初3か月モニタリングと変更プランの実施月が同月となった場合	5
11	変更プラン（支給量の変更）の場合	6
12	特定月の場合	6
●	18歳到達	7
13	18歳到達（障害福祉サービスのみ利用）	7
14	18歳到達（障害児通所支援のみ利用）	8
15	18歳到達（障害児通所支援と障害福祉サービスを利用）	9
●	相談支援事業所の変更	10
16	サービス期間中に相談支援事業所のみ変更する場合	11
17	新規初回モニタリング中に相談支援事業所を変更する場合	11
18	相談支援及びサービスの支給期間中に相談支援事業所の変更とサービスの追加を行う場合	12
19	相談支援及びサービスの更新時に相談支援事業所を変更する場合	13
20	相談支援及びサービスの更新時にサービス及び相談支援事業所を変更する場合	13

図の見方

	報酬算定あり	報酬算定無し
例月モニタリング	モ	モ
変更プランによるモニタリング		変モ
終了モニタリング	終モ	終モ
最初3か月モニタリング	初モ	初モ
更新プラン	更プ	更プ
変更プラン	変プ	変プ
新規プラン	新プ	新プ
その他	サービス支給期間終了月	

相談支援及びサービスを新規支給・更新する場合

1 例①：障害福祉サービス（標準モニタリング期間6か月ごと）で支給期間が一年ある場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	~
サービス	障害福祉サービスA												障害福祉サービスA			
相談支援事業所	相談支援事業所A												相談支援事業所A			
プラン・モニタ予定月	新ブ	初モ	初モ	初モ				モ					更モ	更ブ		

2

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	~
サービス	障害福祉サービスA												障害福祉サービスA			
相談支援事業所	相談支援事業所A												相談支援事業所A			
プラン・モニタ予定月	新ブ	初モ	初モ	初モ				モ				更モ	更ブ			

- ・新規はプランの収受日以後（当日を含む）からしか、サービスは使えない。プランが遅れる場合は、セルフプランが必要となる。
- ・サービスの利用は翌月から適用が原則である。しかし、プラン月がサービス開始月と同月となった場合は、プラン月の翌月から最初3か月を付ける。

3 例②：障害福祉サービスで支給期間が一年なく、最初3か月と例月モニタリングが続いてしまう場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	~
サービス	障害福祉サービスA											障害福祉サービスA				
相談支援事業所	相談支援事業所A											相談支援事業所A				
プラン・モニタ予定月	新ブ	初モ	初モ	初モ	モ							更モ	更ブ			

※例月モニタリングは、サービスの終期から計算する。この場合は、1月から6か月前が例月モニタリングとなる。

※図のようにモニタリング月が4か月連続になるが支給決定を行う。相談支援事業所が4か月連続でモニタリングを行う必要性を感じなければ、すべて行わなくても差し支えない。

4

例③：障害福祉サービスで支給期間が一年なく、最初3か月と例月モニタリングが被ってしまう場合																	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	～	
サービス		障害福祉サービスA								障害福祉サービスA							
相談支援事業所	相談支援事業所A								相談支援事業所A								
プラン・モニタ予定月	新ブ	初モ	初モ	初モ					更モ 更ブ						モ		

※図のように例月モニタリングは、最初3か月に紛れてしまう。
同一月にモニタリングを複数提出してもモニタリングは1回分しか請求できない。

5

例④：障害福祉サービス（標準モニタリング期間6か月ごと）で支給期間が1年未満の場合																	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
サービス		障害福祉サービスA						障害福祉サービスA			障害福祉サービスA						
相談支援事業所	相談支援事業所A						相談支援事業所A			相談支援事業所A							
プラン・モニタ予定月	新ブ	初モ	初モ	初モ			更モ 更ブ				更モ 更ブ						

※例月モニタリングは、サービスの終期から計算する。サービスの支給期間がモニタリング期間より短い場合は例月モニタリングはない。

● 複数のサービスを新規支給する場合

支給決定期間の異なるサービスの併給を更新決定する場合

6 サービス利用支援（計画作成）を、3月に実施。※介護給付の更新で、支給量の変更がないケース。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
サービス		障害福祉サービスA										障害福祉サービスA													
		障害福祉サービスB																							
相談支援事業所	相談支援事業所A																								
プラン・モニタ予定月	新ブ	初モ	初モ	初モ			モ			モ			モ			モ			モ			モ			更モ 更ブ

終期月

・ 計画相談の支給期間中に障害福祉サービスの更新がある場合、障害福祉サービス種類または支給量の変更がなければ、モニタリングのみ実施し、プランの提出は求めない。

サービス・相談支援の支給決定中に障害支援区分・サービスを追加で新規支給決定する場合

7



障害福祉サービスB（障害支援区分不要のサービス）がすでに支給されており、計画相談支援は障害福祉サービスBの終期に合わせて支給されている。 区分更新

その後、追加で障害福祉サービスA（障害支援区分が必要なサービス）を支給決定。

※障害福祉サービスAの更新で、支給量の変更がないケース。障害支援区分の認定期間は、障害福祉サービスBの終期月と一致。モニタリングは、3月毎の場合。

- ・ 訓練等給付の支給決定期間は、更新時に障害支援区分の終期月に期間をそろえる。但し、標準利用のあるサービス（就労移行支援など）はこの限りではない。
- ・ 計画相談の支給期間中にサービスの更新がある場合、支給量の変更やサービスの増減がなければ、モニタリングのみ実施し、プランの提出は求めない。

● 変更プラン

変更プラン：変更プランの場合必ずモニタリングが必要となるが、請求できるのは変更プランのみ。

8

相談支援及びサービスの支給期間中にサービスを変更（追加）する場合																	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	～	
サービス		障害福祉サービスA												障害福祉サービスA			
									障害福祉サービスB					障害福祉サービスB			
相談支援事業所	相談支援事業所A													相談支援事業所A			
プラン・モニタ予定月	新ブ	初モ	初モ	初モ			モ	変モ 変ブ	初モ	初モ	初モ		更モ 更ブ				

原則として、サービスの利用は翌月から適用が原則である。しかし、変更プラン月が追加サービス開始月と同月となった場合は、プラン月の翌月から最初3か月を付ける。変更プランにはモニタリングの添付が必要であるが、このモニタリングは請求不可。
相談支援に関するQ&A（令和3年4月8日）問56

9

例②：例月モニタリングや最初3か月モニタリングと変更プランの実施月が同月となった場合																	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	～	
サービス		障害福祉サービスA												障害福祉サービスA			
									障害福祉サービスB					障害福祉サービスB			
相談支援事業所	相談支援事業所A													相談支援事業所A			
プラン・モニタ予定月	新ブ	初モ	初モ	初モ				変モ 変ブ	初モ	初モ	初モ		更モ 更ブ				

変更プランの場合、プランの終期はかわらない。
モニタリングとプランは同月に請求できない。例月モニタリング等のモニタリングと変更プラン月が同月になった場合は、モニタリングの請求はできない。

10

例③：例月モニタリングや最初3か月モニタリングと変更プランの実施月が同月となった場合																	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	～	
サービス		障害福祉サービスA												障害福祉サービスA			
									障害福祉サービスB					障害福祉サービスB			
相談支援事業所	相談支援事業所A													相談支援事業所A			
プラン・モニタ予定月	新ブ	初モ	初モ	変モ 変ブ	初モ	初モ	初モ						更モ 更ブ				

サービスの変更追加があった場合は一律最初3か月モニタリングはつける。更新時も同様である。相談支援事業所が何か月にわたって連続でモニタリングを行う必要性を感じなければ、すべて行わなくても差し支えない。但しサービスの支給量変更のみなら原則、最初3か月毎月モニタリングは

11

変更プラン（支給量の変更）の場合																
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	～
サービス		障害福祉サービスA（10日/月）								障害福祉サービスA（23日/月）						
相談支援事業所	相談支援事業所A									相談支援事業所A						
プラン・モニタ	新プ	初モ	初モ	初モ					更モ						モ	

サービスの支給量変更のみなら原則最初3か月毎月モニタリングは不要。

12

10～11月が、特定月の場合																	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	～	
サービス		障害福祉サービスA（10日/月）								障害福祉サービスA（24日/月）		障害福祉サービスA（10日/月）		障害福祉サービスA（10日/月）			
相談支援事業所	相談支援事業所A									相談支援事業所A							
プラン・モニタ予定月	新プ	初モ	初モ	初モ		新プ	モ	変モ					更モ				

特定月の場合、元の支給量に戻す時には、変更プランは不要。

● 18歳到達
18歳到達で障害児相談支援から計画相談支援に切替をする場合

- ・ 児童：18歳誕生日まで（1日生まれの場合は前月まで）である。
- ・ 障害者：18歳誕生日の翌月から、（1日生まれの場合は当月から）である。
- ・ 障害児通所支援：18歳誕生日到達後の年度末まで

18歳到達（障害福祉サービスのみ利用）

13

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	～	
サービス	障害福祉サービスA					障害福祉サービスA											
相談支援事業所	相談支援事業所A					相談支援事業所A											
プラン・モニタ予定月		モ			終モ	新プ				モ			モ			モ	

18歳到達

児童・成人切替

- ・ 受給者番号変更
- ・ 負担上限額の見直し
- ・ 障害支援区分の取得（介護給付等）

・ 18歳到達に伴い、受給者番号の変更・利用者負担額の変更が必要になる。このため、計画相談事業所が変わっても変わらなくても、新規プランとなる。プランの提出が前月であってもサービス開始月から支給決定と請求となる。

相談支援に関するQ&A（令和3年4月8日）問56

- ・ 18歳未満の方であっても、短期入所等の障害福祉サービスのみを利用する場合は、サービス等利用計画（計画相談支援給付費）の対象となる。
- ・ サービスに変更がなければ、当初3か月モニタリングは不要。

14

18歳到達（障害児通所支援のみ利用）																
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	～
サービス	放課後等デイサービスA									障害福祉サービスA						
相談支援事業所	障害児相談支援A									相談支援事業所A						
プラン・モニタ予定月			モ						終モ	新プ	初モ	初モ	初モ		モ	

児童・成人切替

- ・ 受給者番号変更
- ・ 負担上限額の見直し
- ・ 障害支援区分の取得（介護給付等）

- ・ 障害児通所支援のみ利用の場合、18歳誕生日到達の年度末まで利用可能。計画は障害児相談支援事業所が担当。
 - ・ 同じ相談支援事業所Aでも障害児相談支援と計画相談支援では事業所番号が変わる。
 - ・ 障害児相談支援から計画相談支援に切替する場合は、計画相談支援を障害児相談支援の終期月の翌月とすることで、障害児相談支援の終了モニタリング、計画相談支援の新規プラン両方の請求を通すことが可能。
- 相談支援に関するQ&A（令和3年4月8日）問56

15

18歳到達（障害児通所支援と障害福祉サービスを利用）																
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	～
サービス	放課後等デイサービスA（終了）									障害福祉サービスB（新規）						
	障害福祉サービスA				障害福祉サービスA（切替）		障害福祉サービスA（更新）									
相談支援事業所	障害児相談支援A（終了）									相談支援事業所B（新規）						
プラン・モニタ予定月			モ						終モ	新プ	初モ	初モ	初モ			モ

18歳到達

障害福祉サービスの児童・成人切替

- ・受給者番号変更
- ・負担上限額の見直し
- ・障害支援区分の取得（介護給付等）

相談支援新規・サービス更新・変更・終了

- ・18歳到達に伴い、障害福祉サービスの児童・成人切替に伴い受給者番号の変更・利用者負担額の変更、障害支援区分の取得（介護給付等の場合）が必要になる。
- ・障害福祉サービスについては、18歳誕生月の翌月から（1日生まれの場合は当月から）受給者番号の変更、障害支援区分の取得・利用者負担額を保護者の属する住民基本台帳での世帯の所得から障害者（とその配偶者）の所得へと変更する※

※18歳以上の者が放課後等デイサービスと障害福祉サービスとを併用する場合：障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き【令和4年4月版】P17より引用

- ・平成24年3月までに児童デイサービスとその他の障害福祉サービスを併用していた者については、引き続き障害者としての負担上限月額が適用される。
- ・平成24年4月以降に放課後等デイサービスと障害福祉サービスとの併用を開始する者については、放課後等デイサービスに係る障害児としての負担上限月額と、障害福祉サービスに係る障害者としての負担上限月額とがそれぞれ適用される。

新たに、障害福祉サービス受給者証を発行する。

- ・障害児通所支援は、高校卒業まで（3月31日まで）引続き利用できる。
- ・障害児通所支援を使っている場合は児と者のサービスがかぶる。計画相談についての請求は障害児相談支援が行う。このため計画相談の切り替えは4月からとなる。この場合、3月にプランを作成しても4月の請求とする。
- ・同じ相談支援事業所Aでも障害児相談支援と計画相談支援では事業所番号が変わる。

● 相談支援事業所の変更

・相談支援事業所・事業所同士での引継ぎを行う。プランを引き継ぐか、変更するかを北区担当者に連絡すること。

・Q:相談支援事業所が変わるとき、終了モニタリングはとれるのか？

A:契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、北区担当者に報告し、モニタリング期間の変更を行ったうえで継続サービス利用支援費を算定することは可能である。

・Q:利用者の都合により、終期月にモニタリングができない場合、ひと月前に実施することは可能か。

A:原則は、最終月にモニタリングすることを基本としますが、以下の場合等は、ひと月前に実施することを可能とする。利用者の心身の状況に変化がないと予測される場合であり、

①ある月の利用者のサービス更新月が重なってしまい、終期月に対応できない場合

②利用者の都合により、終期月の月初にモニタリングが実施できない場合。

なお、この場合においては、理由を記録しておくこととする。

※2月前以前は算定できない。

相談支援及びサービスの支給期間中に相談支援事業所を変更する場合

サービス期間中に相談支援事業所のみ変更する場合

16

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	～
サービス	障害福祉サービスA												障害福祉サービスA			
相談支援事業所	相談支援事業所A				相談支援事業所B										相談支援事業所B	
プラン・モニタ予定月				終モ	届出書		モ						更モ			

更ブ

新規初回モニタリング中に相談支援事業所を変更する場合

17

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	～
サービス	障害福祉サービス												障害福祉サービス			
相談支援事業所	相談支援事業所A	相談支援事業所B										相談支援事業所B				
プラン・モニタ予定月	新ブ	初モ	初モ	初モ			モ						更モ			

更ブ

相談支援事業所変更のみの場合は、計画相談支援依頼（変更）届出書 第11号様式の4（第9条の3、第9条の5関係）を提出し、プランを引き継ぐ。

17では、新規プランのため、初回モニタリングの4月をAが、5月6月をBが実施する。

18

相談支援及びサービスの支給期間中に相談支援事業所の変更とサービスの追加を行う場合																
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
サービス	障害福祉サービスA												障害福祉サービスA			
								障害福祉サービスB								
相談支援事業所	相談支援事業所A						相談支援事業所B						相談支援事業所B			
プラン・モニタ予定月						終モ	変プ	初モ	初モ	初モ			更モ			更プ

・区外転居以外の場合：
 契約変更前の相談支援事業所がプランをたてた場合、同一月に前の事業所がプラン、後の事業所がモニタリングを請求できる。ただし、北区ではシステム上同一月に2事業所以上に対して支出することができないため、事業所間での調整が必要。
 相談支援に関するQ&A（令和3年4月8日）問60

・区外転出の場合：
 支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもプランまたはモニタリングを算定できる。
 相談支援に関する Q&A（令和3年4月8日）問61

図だと相談支援事業所Aの終了モニタリングとBの変更プランが同一月でなければ、両方とも請求可。

19

相談支援及びサービスの更新時に相談支援事業所を変更する場合																
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	～
サービス	障害福祉サービス									障害福祉サービス						
相談支援事業所	相談支援事業所A									相談支援事業所B						
プラン・モニタ予定月			モ						終モ	更ブ					モ	

相談支援事業所Aの終了モニタリングと相談支援事業所Bの更新プランが同一月でなければ、両方とも請求可。

20

相談支援及びサービスの更新時にサービス及び相談支援事業所を変更する場合																
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	～
サービス	障害福祉サービスA									障害福祉サービスB						
相談支援事業所	相談支援事業所A・児童発達支援センター									相談支援事業所B						
プラン・モニタ予定月			モ						終モ	更ブ	初モ	初モ	初モ		モ	

相談支援事業所Aの終了モニタリングと相談支援事業所Bの更新プランが同一月でなければ、両方とも請求可。
 サービス更新時の変更は、更新プランとなる。更新プランは区が収受した日にかかわらず、4月分として請求する。相談支援事業所Aの終了モニタリング、Bの更新プランは4月分として請求可能。Bは、計画相談支援依頼（変更）届出書 第11号様式の4（第9条の3、第9条の5関係）を提出すること。